特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務
②事務の概要	①児童福祉法第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録、同条第3号の里親の認定若しくは同法第24条の3第1項の障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④児童福祉法第24条の4第1項の入所給付決定の取消しに関する事務 ⑤児童福祉法第33条の6第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑥児童福祉法第34条の19の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ⑦児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 ⑧児童福祉法第57条の4第2項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑨児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1　システム共通基盤　2　中間サーバー連携システム　3　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童相談所関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」といいます。）第9条第1項　別表　8の項 番号法別表主務省令　第7条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、144の項、155の項 （情報照会） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　11の項、18の項、19の項、20の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童相談所児童相談課
②所属長の役職名	児童相談課長 相談援助担当課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒107-0062　東京都港区南青山5-7-11　港区児童相談所児童相談課運営調整係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒107-0062　東京都港区南青山5-7-11　港区児童相談所児童相談課運営調整係
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　　500人未満　　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　　発生なし　　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、次の物理的な安全管理措置を講じている。 ・執務室内はセキュリティカードを交付された職員しか出入不可となっており、部外者が立入る場合は入退室を管理し、識別化している。 ・紛失防止のため、特定個人情報は執務室外に持ち出すことを禁止し、特定のキャビネットに集約し、施錠し管理している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	しきい値を再確認したため。
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	しきい値を再確認したため。
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	しきい値を再確認したため。
令和7年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	しきい値を再確認したため。
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」といいます。）第9条第1項　別表第一　7の項 番号法別表第一主務省令　第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」といいます。）第9条第1項　別表　8の項 番号法別表主務省令　第7条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	（情報提供） ・番号法第19条第8号　別表第二　10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二主務省令　第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第53条、第55条、第59条の2の2 （情報照会） ・番号法第19条第8号　別表第二　8の項、14の項、15の項、16の項 ・番号法別表第二主務省令　第7条、第11条、第11条の2、第12条	（情報提供） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、144の項、155の項 （情報照会） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　11の項、18の項、19の項、20の項	事後	番号法改正のため
令和8年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数　2．取扱者数 いつ時点の計数か	2025/4/1	2026/4/1	事後	しきい値を再確認したため。